

熟慮期間後の相続放棄



田中和子(仮名)さんは、父の死後5年が経った昨年の夏、銀行から突然身に覚えのない返済督促の内容証明書を受け取りました。それは、亡くなった父の借入金に関するものでした。頭の整理がつかないまま、兄、姉と連絡を取り合い、原因は父の相続手続きに関係することが分かってきました。

事の顛末を要約すると、田中さんの実家は、昔から不動産賃貸業と亡くなった父が始めた居酒屋が主たる事業で、居酒屋の経営は長兄の長男が取り仕切っています。家族関係図は(図1)の通りで、母が先に他界、その後父が亡くなった後も兄弟は仲良く、法事のたびに集い四方山話を楽しむ円満な関係が続いていました。

亡くなった父が銀行から借入した事業資金は、長兄と実質的に経営を継いだ甥が返済していたのですが、居酒屋の経営不振が原因で返済が滞り、父の法定相続人である子どもたち3人に督促状が届いたことが判明しました。

しかし、田中和子さんは、何か釈然としないものを感じました。

- (1)5年前の相続手続きはどうなっているのか
- (2)事業経営に関係していない人に何故督促状が届くのか
- (3)田中さんは返済を余儀なくされるのか
- (4)他の兄姉の状況はどうか、等々

様々な疑問が生じますが、答えは意外と明快です。

(1)父は遺言書を残していなかったので、遺産分割協議書を作成して財産分けをすることになりますが、嫁いでいた姉と田中さんは元々実家の財産など継承する意思はなく、父の財産内容の詳細も知らなかった状況で、相続手続きは放置されたままになっていた。

(2)借入金(債務)は、相続人全員で返済すべきものであり、ある特定の人が返済を続ける場合、債権者(銀行)の同意が必要です。そうした場合、銀行は相続人に債務承認引受書に署名捺印を求め、後日の紛議を避ける手配をしますが、そうした手続の形跡はなく、返済義務のある3人の子どもに同時に督促状が届いた。

(3)田中さんと姉は、プラスの財産もマイナスの財産も承継する意思はなく、後を継いだ長男にすべてを託したものだと思っていた。問題は、熟慮期間(3ヵ月)をとくに過ぎており、相続放棄ができるかということ。

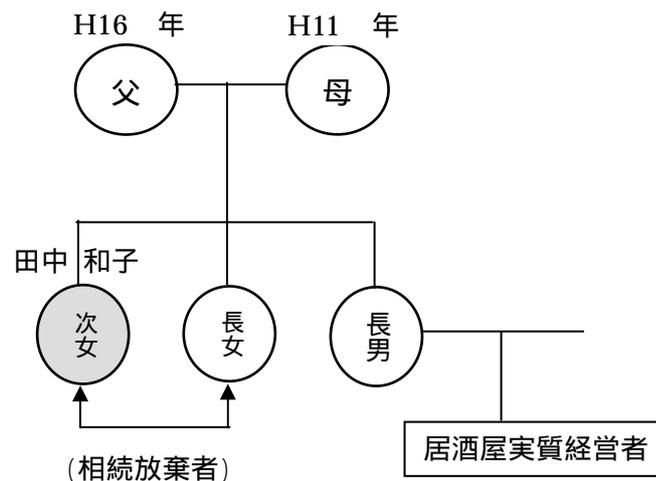
(4)長男自身も実質的に息子に経営を譲った直後の延滞に困惑の状況だったが、責任をもって引き続き返済する旨の考えを姉妹に示し、長女は田中さんと同じく相続放棄したい旨を意思表示した。

状況を整理すると、次に対応すべきことが明確になります。田中さんと姉は、家庭裁判所に相続放棄の手続をすることです。しかし、常識的には3ヵ月を超えているので、手続を逡巡しがちですが、ダメもとを覚悟で相続放棄申述書を提出しました。申述書には、先ほどの問題点の整理をもとに、相続手続そのものを知らなかったし、具体的な手続を認識していなかった。借入金が存在を知らなかった。また、プラスの財産の価値なども確認したことはなく、承継する意思もない。督促状が届いて事の重大さを知った。返済は長男が責任を持つことで、銀行と合意が整った...といった趣旨の文面を添付し提出したところ、結果は、相続放棄が認められることになりました。手続は次の通りです。

家庭裁判所に対する申述は「相続放棄申述書」の提出によって行います。申述書には、申述者の氏名および住所、被相続人の氏名および最後の住所、被相続人との続柄、相続の開始があったことを知った年月日、相続の放棄をする旨を記載し、申述者または代理人がこれに署名押印しなければなりません。相続放棄申述書の用紙は家庭裁判所の窓口に着用されています。家庭裁判所は相続放棄の申述を受理するときは、審判を行い、相続放棄が申述者の真意に基づくものであるかどうかを確認したうえで受理しなければならないことになっています(家事審判法)。

田中さんのケースは稀な事例になるでしょうが、真の事情が分かれば熟慮期間(3ヵ月)後の相続放棄が認められることがあることを事実として知っておきたいものです。

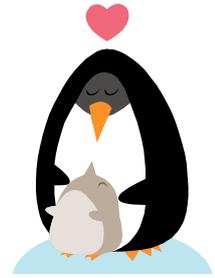
(図1) 家族関係図



最後に相続形態の基礎知識をまとめました。

相続の開始により、相続人は亡くなった人の財産を承継しますが、相続人は自分の意思に反してまでそれを強制されることはありません。何故なら、相続財産には、不動産や預金などの積極財産だけでなく、借入金など消極財産が含まれることもあり、多額の借入金だけの場合、その返済は過酷な結果になるからです。

そこで、相続人の意思で相続の形態を次の三つから選択できるようになっています。一つは、亡くなった人のすべての財産を無条件で相続する「単純承認」、次に、積極財産の範囲内で消極財産を承継する「限定承認」、三つ目は、積極財産も消極財産もまったく引き継がない「相続放棄」です。相続人は相続の開始があったことを知ったときから3ヵ月以内(熟慮期間)にそれを決めなければいけません。



< 著者プロフィール >

有田 敬三 氏

株式会社 生活経済研究所 代表取締役。

都市銀行勤務中の 1986 年、金融界初のファイナンシャル・プランニング会社の設立に参画。その後、1999 年 7 月、株式会社 生活経済研究所を設立し現在に至る。中小法人、個人顧客層を対象に会員制でコンサルティング業務を行っている。著書に「ホリスティックファイナンシャルプランニング」「C S の心理学」など。

「マネープラン読本」は日本リスクマネジメント学会優秀著作賞受賞。

立命館大大学院、関西学院大でも教鞭をとっている。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488

